

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造化・木質化支援） 募集要領

（趣旨）

第1 この要領は、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造化・木質化支援）に係る補助金を受け、県産木材の利用促進を図り、もって森林整備の促進と森林の多面的機能の持続的発揮に寄与することを目的に、木材利用のモデルとなる建築物の木造化・木質化モデルとなる展示効果の高い施設を整備する事業主体の募集及びその事業の採択について、必要な事項を定めるものとする。

（募集の対象とする者及び施設等）

第2 募集の対象となる事業主体は、広く県民が利用する施設を整備する民間法人とするが、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の3の2又は第22条の3の3の規定に基づき、事業主体と設計受託契約等を締結した建築士事務所が応募することも可能とする。

なお、募集の対象となる法人は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員との関与がないものに限る。

2 募集の対象となる施設は、県産木材を活用して木造化・木質化を図る建築物を原則とし、別表1に掲げる要件を満たすものとする。

※用語の定義

- ・ 県産木材…茨城県内に生育していた樹木を伐採し、製材・加工した木材のうち、「木材・木材製品の合法性、持続可能の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁策定）に基づき定められた地域の証明制度などにより、伐採の合法性が証明されたもの
- ・ 木造化…建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である柱、横架材、小屋組等（以下、「指定部材」という。）の全部又は一部に県産木材を使用すること
- ・ 木質化…建築物の内装等に県産木材を用いること

（木材利用のPR）

第3 応募しようとする事業主体は、木材利用に係る事業主体の責務として、次の各号に定めるところにより、木材利用のPRを実施しなければならない。

- （1）本事業による建築物の整備は、広く県民の利用に供する目的で行うこと。
- （2）本事業により整備・導入する施設を活用して、木の良さや木材利用の意義について、次のア～ウに掲げる全ての普及啓発活動を、事業実施中から実施すること。
 - ア 森林湖沼環境税を活用して整備したことや、県産木材のPRに関する内容を表示した看板の設置
 - イ 事業主体が発行する広報誌等への掲載
 - ウ 見学会の開催や、視察への協力
- （3）（2）により実施した普及啓発活動の結果を事業実施報告書に添付すること。
- （4）その他県が行う県産木材の普及啓発に係る活動や各種調査に協力すること。

(補助対象経費・補助率)

第4 補助対象経費は、次のとおりとし、補助率は1/2以内（補助金額の上限は10,000千円とする。）とする。

2 設計（総合・構造・設備）、工事監理等の経費のうち木造化に要する経費※、及び当該事業に応募・申請するため必要となる経費等で補助対象となる部分を明確に切り分けられるもの

※ 「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（令和6年1月9日国土交通省告示第8号）」に基づき、木造化を図るため計上した技術料等経費や木造建築物の難易度係数を反映させ人件費等を算定した場合の掛かり増し経費等

3 建築物の工事費のうち、木造化（木質化）に要する経費（直接工事費、共通仮設費）とし、その内容は次のとおりとする。

(1) 直接工事費

建築物の木造化（木質化）に係る材料費、労務費※¹、その他工事施工に直接必要な経費※²であって、共通仮設費以外のものとする。

なお、※1及び※2について、「木造化（木質化）に要する経費」を区分することが困難な場合には、木材利用に係る当該各経費全体の額に、木材使用量全体に占める県産木材使用量の比率を乗じて算出することができる。

(2) 共通仮設費

建築物の木造化（木質化）の直接工事に共通して必要となる、次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

なお、共通仮設費について、「木造化（木質化）に要する経費」を区分することが困難な場合には、共通仮設費全体の額に直接工事費全体に占める木造化に係る直接工事費の比率を乗じて算出することができる。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運搬費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費

(3) その他

指定部材以外の部材において県産木材を使用した場合は、その施工に係る経費を「木造化（木質化）に要する経費」に含めることができるものとする。

なお、建築物の一部に補助対象外スペースが含まれる場合においては、建築物全体の

延床面積に占める当該スペースの床面積の比率を按分し、補助対象経費から除くものとする。

(応募書類の提出先)

第5 この事業へ応募する者は別表3に基づき資料を作成し、施設の整備箇所が茨城県内の場合には施設を整備する市町村を所管する農林事務所に、整備箇所が茨城県外の場合は知事に提出しなければならない。

(審査方法及び結果の通知)

第6 審査は、外部有識者で構成する審査会において、応募者が前項の規定により提出した資料に基づき事業計画等の説明を行った上で審査を行い、予算の範囲内で採択する。
また、審査の結果（採択の可否）については、応募者全員に書面で通知する。

(費用負担)

第7 応募書類等の作成・審査等に要する費用は、当該事業の採択を受けた場合を除き事業主体の負担とする。
また、提出書類は返却しないものとする。

(採択の取消)

第8 設計デザイン等が、第三者の知的財産権を侵害する場合は、採択決定の後であっても取り消すことがある。

(個人情報等の管理)

第9 応募者の個人情報及び提出書類は、当事業の執行のためにのみ利用する。

付 則

この要領は、令和4年4月4日から施行する。
この要領は、令和4年4月14日から施行する。
この要領は、令和4年7月25日から施行する。
この要領は、令和5年5月23日から施行する。
この要領は、令和6年5月9日から施行する。

別表 1

事業区分	事業の要件
木造化・木質化支援	(1) 木造化に係る事業については、次の①～③のいずれかに該当する建築物であること ① 木造の建築物 (原則として指定部材の全てに県産木材を使用すること。また、指定部材以外の部材についても、できる限り県産木材を使用すること。) ② 建築物の部分が木造の建築物 (立面混構造や平面混構造などのように、木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられる構造の建築物であって、補助金の算定のため、木造部分と木造以外の構造の部分の建設工事費が明確に切り分けられること。また、原則として木造部分の指定部材の全てに県産木材を使用するとともに、指定部材以外の部材についても、できる限り県産木材を使用すること。) ③ 一定以上の県産木材を使用する建築物 (一の建築物当たり 200 m³以上。この場合、補助金の算定のため、木材を使用している部分と、木材を使用していない部分の建設工事費が明確に切り分けられること。) (2) 木造化する施設は、新築又は増改築とし、既設の施設の改修に係るものではないこと。 (3) 木質化する施設は既存施設も対象とするが、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に係る省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定める年数）の残存期間が 10 年以上の施設であること。 (4) 木質化に使用する木材には、原則として県産木材を 100%使用すること。 (5) 補助対象経費が 1,000 万円/施設（税抜）以上であること。 (6) 整備する建築物の用途が、別表 2 に掲げるものであること。 (7) 補助対象施設は茨城県内に整備するものであること。ただし、極めてモデル性の高いと認められる施設については、日本国内に整備するものを補助対象とする。 (8) 建設工事着手前の施設であること。 (9) 現場の建設工事は、(7) ただし書に該当する施設を除き、原則として茨城県内に事業所（支店を含む）を置く事業者により行われるものであること。 (10) 社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」第 2 条に規定する風俗営業等）を目的とした施設でないこと。 (11) 他の補助金等（茨城県補助金等交付規則（昭和 36 年茨城県規則第 67 号）第 2 条に規定する補助金等をいう。）の受給対象となっている事業は補助対象外とする。ただし、補助対象となる部分を明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とする。なお、他の補助金等を併用する場合は、その内訳がわかる資金計画等を提出すること。

別表 2

1 病院及び診療所 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条に規定する施設
2 劇場、観覧場、映画館及び演芸場 興行場法(昭和 23 年法律第 137 号)第 1 条第 1 項に規定する興行場
3 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
4 ホテル及び旅館 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するホテル、旅館営業の用に供される施設
5 博物館、美術館及び図書館： (1) 博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項に規定する博物館又は 同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設 (2) 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館
6 公衆浴場：公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場
7 飲食店
8 金融機関等 (1) 銀行法(昭和 56 年法律第 59 号)第 2 条第 1 項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所 (2) 日本郵便株式会社法(平成 17 年法律第 100 号)第 2 条第 4 項に規定する郵便局
9 社会福祉施設、公共交通機関の施設、体育館、学校：1 に同じ
10 その他の施設 (1) 上記に該当しないもののうち、次に掲げる極めてモデル性の高い施設 (2) 接着重ね材や直交集成板（CLT）など、新たな技術を活用した県産木材による木質材料を使用する施設 (3) 本事業の実施により、県産木材の新たな需要の開拓につながると見込まれる施設

※1～9 の施設については、事務スペースや個人の部屋、厨房など一般の利用に供しない場所は対象外とする。

別表 3

提出書類	(1)事業実施要望書(様式1) (2)事業計画書(様式2) (3)施設整備の概要説明書(様式3) (4)内観・外観のパース図又はイメージ図(A3版) (5)内装・外装の仕上表 (6)設計図(配置図・平面図・断面詳細図(縦割り)・立面図)(A3版) ※その他必要に応じて施設の参考資料を添付すること。(A4版またはA3版、10枚以内) ※別表2「10 その他」に定める施設のうち、木造建築の事例が少なく、地域材の需要の開拓につながる施設として応募する場合は、その根拠資料を添付すること。 ※特に、県産木材の需要拡大と、県産木材利用の普及を推進する施設であるかを判断するため、パース図及び位置図等は周辺の土地の状況や隣接する建物等がわかる資料とすること。 ※採択された施設については、今後の木材利用のモデルとして広くPRするため、下記資料を除く提出内容を県ホームページ等で公表します。 ・事業費などの資金に関する部分 ・保安上支障のある平面図等
募集期間	採択件数や予算執行状況に応じて、別途林政課長が定める期日とする。 (県ホームページで公表)
応募方法	原則として、事業予定箇所がある市町村を管轄する県農林事務所林業振興課(事業予定箇所が茨城県外の場合には、県農林水産部林政課)宛てに電子メール等により電子データ(PDF等)を提出すること。 なお、電子メール等にて提出できない場合は、書類を持参又は郵送で提出することも可とする。
選 考 日	応募期間終了日から1か月程度のうちに、別途林政課長が定める日とする。 (県ホームページで公表)
提 出 先 (メールアドレスは★を@に置き換えて下さい)	○県北農林事務所林務部門林業振興課 〒313-0013 常陸太田市山下町4119 (0294-80-3370) hokunourin051★pref.ibaraki.lg.jp ○県央農林事務所企画調整部門林業振興課 〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 (029-231-2079) ounourin021★pref.ibaraki.lg.jp ○鹿行農林事務所企画調整部門林業振興課 〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3 (0291-33-4123) rokkonourin02★pref.ibaraki.lg.jp ○県南農林事務所企画調整部門林業振興課 〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26 (029-822-7087) nannourin02★pref.ibaraki.lg.jp ○県西農林事務所企画調整部門林業振興課 〒308-0841 筑西市二木成615 (0296-24-9176) nishinourin02★pref.ibaraki.lg.jp ○農林水産部林政課林産物振興グループ 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 (029-301-4026) rinsei★pref.ibaraki.lg.jp

(様式1)

文 書 番 号
年 月 日

(農林事務所長又は茨城県知事) 殿

住 所
事 業 主 体 名
代 表 者 氏 名

いばらき木づかいチャレンジ事業実施要望書

いばらき木づかいチャレンジ事業に応募したいので、別添のとおり事業計画書を提出します。

※ 応募者が、事業主体と設計受託契約等を締結した建築士事務所である場合は、契約書等の
写しを添付すること

(様式2)

実施年度

令和

年度

事業計画書

事業主体名

事業計画書

施設名称			
施設所在地			
用途			
主な利用者（注１） （年間利用者数）	人 (人× 日、その他イベント参加者数など)		
構造・階層・ 延床面積・数量			
事業費（注２）	補助対象事業費 （内訳）	円	
	補助対象外事業費 （内訳）	円	
	計 （うち補助金額	円 円)	
木材使用量	木材使用全数量 （うち主要構造部材等	m ³ m ³)	
	県産木材 （うち主要構造部材等	m ³ m ³)	
	※木質化を行う場合 木質化の施工面積	m ²	
維持管理計画	（維持管理主体及びその方法等）		
普及啓発の方法	（施設や県産木材に関するPR計画）		
備考	（施設の特徴、事業期間等）		

（注１） 年間利用者数については、実績等に基づく積算根拠を添付

（注２） 事業費・木材使用量の積算資料、位置図、事業地の写真を添付

（注３） 補助対象事業費（木工事費等）以外に他の補助金を併用する場合は、その内訳がわかる資金計画を添付すること。

(様式3)

施設整備の概要説明書

受付番号
(この欄は記入しな
いください。)

記入日 令和 年 月 日

【事業主体】 フリガナ 氏 名 (企業・団体の場合は団体名と 代表者名を明記してください。)	
【設計者】 フリガナ 氏 名 (企業・団体の場合は団体名と 代表者名を明記してください。)	
1 施設概要 (何を目的とした施設か、誰を対象にした施設かなどについて具体的に記載) 2 デザインの意図 3 県産木材の利用について工夫した点 4 施設整備後の利活用に係る計画 (住民交流の促進、地域活性化、県産木材 PR、需要拡大などへの貢献について具体的に記載) 5 その他工夫した点	

※当該施設の展示効果が高い理由などを地域性や、構造、デザインなどの観点から分かりやすく記載すること。